

保存用**河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合の措置について**

標題について、ここ数年の気象状況に鑑み、これまでの暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え、河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合も臨時休業措置となっております。このたび、大阪市教育委員会より、区ごとに異なる対応となる河川の増水（氾濫）に伴う休業に関して、判断の基準となる情報収集に際しての通知が届きました。児童の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で、①淀川流域、②寝屋川流域の河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」のいずれかが**旭区内**に発令されている場合、**旭区内全小学校**を臨時休業とします。
- 2 午前7時以降、児童が登校するまでの間に、①淀川流域、②寝屋川流域の河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」のいずれかが**旭区内**に発令されている場合も、**旭区内全小学校**を臨時休業とします。
- 3 児童が登校後に、旭区の学校に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合
淀川流域・寝屋川流域の「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時は、校内にて児童の安全確保に努めます。その後、保護者等に連絡をし、保護者への引き渡し等により下校させます。（在宅確認できない場合は、学校待機させます。）
- 4 児童が登校後に、旭区の学校に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合
校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。（3階以上に避難させます。）

発令情報	午前7時～始業時	登 校 後
避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業措置 ・知らずに登校した児童の安全確保を行います。 ・知らずに登校した児童の保護者等に連絡をし、保護者等の在宅が確認できれば、保護者への引き渡し等下校させます。 (保護者等の在宅が確認できるまでは、学校に待機させます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備等の事前伝達（避難準備等のおよそ2時間前に伝達）が教育委員会からあります。 ・在宅確認にむけ保護者等への連絡を始めます。 ・校内にて児童の安全確保を行います。 ・保護者等の在宅が確認できれば、保護者への引き渡し等で下校させます。（保護者等の在宅が確認できるまでは、学校に待機させます。）
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業措置 ・知らずに登校した場合、学校に待機させ、保護者等に連絡します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内にて児童の安全確保を行います。 ※児童を校舎3階以上に避難させます。 ・保護者等に児童を学校に待機させることを連絡します。
避難指示 (緊急)	※学校選択制、指定外就学等で対象区域から通う児童については個別に対応します。	※学校選択制、指定外就学等で対象区域から通う児童については個別に対応します。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等につきましては、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル○相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断いただきますようお願いします。

また、情報収集に際しましては、以下を参考にしてくださいようお願いします。

- 大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）
- おおさか防犯ネット（メール登録もできます）
- 大阪市危機管理室ツイッター
- LINE 大阪市公式アカウント
- NHK速報
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）